

上尾市告示第 1 2 7 号

上尾市役務業務最低制限価格取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市役務業務最低制限価格取扱要綱の一部を改正する告示

上尾市役務業務最低制限価格取扱要綱（平成 2 3 年上尾市告示第 4 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「かつ、上尾市建設工事等請負業者審査委員会設置規程（昭和 4 8 年上尾市訓令第 1 0 号）第 1 条の上尾市建設工事等請負業者審査委員会において、」及び「ため特に」を削り、「と認められた場合」を「とき」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の上尾市役務業務最低制限価格取扱要綱第 3 条の規定は、この告示の施行の日以後に行う地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定による公告又は同令第 1 6 7 条の 1 2 第 1 項の規定による指名に係る競争入札について適用する。